

北海道地域振興条例検討懇話会設置要綱

(目的)

第1 北海道地域振興条例施行後5年経過における、条例施行状況等の検討にあたり、有識者から意見・提言を受けることを目的として、北海道地域振興条例検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 懇話会は次の事項について検討を行う。

- (1) 地域振興施策の実施状況等に関する事項
- (2) 社会経済情勢の変化等に伴う条例の点検・見直しに関する事項

(組織)

第3 懇話会は委員5名以内で組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村長

(運営)

第4 懇話会には、座長を置き、座長は懇話会を主宰する。

- 2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 懇話会には、必要に応じ委員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第5 懇話会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 懇話会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成26年1月17日から施行する。